

別冊（ネットワーク）

2024年7月31日

第1章 総則

第1条（利用規約の適用）

Prime ConnectONE 利用規約 共通編第1条（利用規約の適用）第1項に規定する別冊として、当社は本別冊（当社のサービスサイトに掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。）を定め、共通編に加えて本別冊により別紙に定めるネットワーク（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 本サービスの基本的な技術事項は、別紙3 提供条件及び別途当社が提示する「Prime ConnectONE（ネットワークサービス）仕様書」に定めるとおりとします。

第2条（用語の定義）

本別冊では、次の用語を次の意味で使用し、特段の定めがない限り共通編と同じ用語を使用します。

用語	用語の意味										
アクセス回線	当社のネットワークと契約者のネットワークを結ぶための電気通信回線のこと。										
レンタルルーター	本サービスの提供に必要なものとして当社が貸し出す端末設備のこと。										
回線終端装置	アクセス回線を終端する装置のこと。										
VPN グループ	相互に閉域網接続通信を行うことができるアクセス回線から構成されるグループ。										
IP 通信網接続点	当社ネットワークと他社電気通信事業者の回線を接続するところ。										
クラウド事業者	当社が別紙1において指定するプランにおいて、契約者の責任で利用契約を締結すべきクラウド事業者のこと。当社が指定するクラウド事業者及び当該事業者が提供するクラウドサービスは、次のとおりとします。 <table border="1"><thead><tr><th>クラウドサービス名</th><th>事業者名</th></tr></thead><tbody><tr><td>Amazon Web Services</td><td>Amazon Web Services, Inc.</td></tr><tr><td>Microsoft Azure</td><td>日本マイクロソフト株式会社</td></tr><tr><td>Google Cloud</td><td>グーグル・クラウド・ジャパン合同会社</td></tr><tr><td>Oracle Cloud Infrastructure</td><td>日本オラクル株式会社</td></tr></tbody></table>	クラウドサービス名	事業者名	Amazon Web Services	Amazon Web Services, Inc.	Microsoft Azure	日本マイクロソフト株式会社	Google Cloud	グーグル・クラウド・ジャパン合同会社	Oracle Cloud Infrastructure	日本オラクル株式会社
クラウドサービス名	事業者名										
Amazon Web Services	Amazon Web Services, Inc.										
Microsoft Azure	日本マイクロソフト株式会社										
Google Cloud	グーグル・クラウド・ジャパン合同会社										
Oracle Cloud Infrastructure	日本オラクル株式会社										

第3条（本サービスの保証及び提供区域）

本サービスは、特に定めのない限り日本国内での利用のみを保証し、国外からの利用については、一切保証しません。

- 2 本サービスにおける提供区域は、別途当社の定めるプラン提供可能拠点であり、各プランに対応したアクセス回線の提供を得られる地域または場所に限定するものとします。
- 3 当社が他の電気通信事業者と相互接続する場合、その接続点まで保証します。
- 4 当社が指定するクラウドサービスと相互接続するプランの場合、当社が提供する回線までを当社の保証範囲とし、契約者がクラウド事業者との契約により提供を受けるクラウドサービス及びその利用環境は保証の対象外となります。

第4条（アクセス回線の収容）

アクセス回線は、当社が指定する IP 通信網接続点に接続します。

- 2 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に収容されている IP 通信網接続点について、それらとは異なる IP 通信網接続点への接続に変更を行うことがあります。

第5条（モバイル接続サービス利用規約の適用）

本サービスのアクセス回線のバックアップ回線は、当社が定める「モバイル接続サービス利用規約」に基づいて提供します。

第6条（本サービスの提供条件）

本サービスは、アクセス回線または特定の契約者回線等を使用して相互に通信ができる VPN グループを構成します。1つのプランごとに、収容する VPN グループを指定します。

- 2 当社が各プランの提供に関して、契約者宅内に当社の回線終端装置、屋内配線及びレンタルルーター（回線終端装置、屋内配線及びレンタルルーターをあわせ以下「当社設備」といいます。）を設置することが必須である場合には、契約者はこれに無償で応ずるものとします。
- 3 前項により設置する当社設備に必要な電力は、契約者が提供するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。本サービスの契約の申込みを行うにあたり、契約者は当社が契約者のネットワーク内に当社が選定した当社設備を設置することを了承するものとします。
- 4 契約者のネットワーク内に設置した当社設備については、当社の都合により、その種類を変更することがあります。
- 5 当社が設置した当社設備のうち回線終端装置及びレンタルルーターについては、契約者の申し出以外に、当社の都合によりこれらの設定内容を変更する場合があります。
- 6 当社設備のうち回線終端装置及びレンタルルーターについては、当社の従業員または当社が委託するネットワーク技術者が設定を行います。
- 7 当社は、契約者が当社設備に対して当社の許可なく設定変更等を行ったことにより発生したいかなる損害に対しても責任を負わないものとします。

8 契約者は、当社の書面による承諾なく当社設備のうちレンタルルーターを日本国外に持ち出すことができません。

9 契約者が本サービスで利用出来る IP アドレスは、RFC1918 で規定されるプライベートアドレスまたは社団法人日本ネットワークインフォメーションセンタから正規に割り当てられたグローバルアドレスに限ります。

10 第 1 項から第 9 項で定める提供条件以外の提供条件については、別紙 3 提供条件で定めるとおりとします。

第 7 条（契約者の義務）

当社は、共通編第 3 3 条（禁止行為）のほか、次に掲げる禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、契約者の義務違反があるものとして取り扱います。

(1) 当社が設置した当社設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡する行為（ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときまたはアクセス回線の設置場所変更に伴い当社が認める範囲で当社設備を移動するときは、この限りではありません。）

(2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社設備に他の機械、付加物品等を取り付ける行為

(3) 当社が設置した当社設備の保管にあたり、善良な管理者の注意を怠る行為

2 契約者は前項の規定に違反して当社が設置した当社設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第 8 条（当社設備の紛失等）

当社が設置した当社設備のうち回線終端装置及びレンタルルーターを紛失（盗難による場合も含み、以下同じとします。）、破損した場合、契約者は当社に直ちにその旨を通知し、変更の申込みを行うこととします。

2 契約者は、当社設備のうち回線終端装置及びレンタルルーターを紛失または破損した場合、理由のいかんを問わず別紙 2 料金表で定める違約金を当社に支払うものとします。

第 9 条（当社設備の返却）

契約者は、利用契約が解除されたときまたは本サービスの提供が終了したときは、当社が設置した当社設備を原状回復のうえ当社が指定する方法で当社が指定する期日までに返却するものとします。なお返却に係る費用は契約者負担とします。

2 当社は、前項の規定による当社設備の返還に際して、契約者が当該設備以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。

3 第 1 項で定める期日までに当社設備が返却されない場合は、理由のいかんを問わず前条（当社設備の紛

失等) 第 2 項の規定が適用されます。

第 2 章 契約

第 10 条 (契約の単位)

本サービスは、一つのプランごとに一つの利用契約を締結するものとします。

第 11 条 (利用契約の申込み)

申込者は、利用規約のほか「モバイル接続サービス利用規約」の内容に同意し、本サービスの利用契約に申し込むものとします。

第 12 条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、別紙 1 に定めるとおりとします。

2 最低利用期間が経過する前に契約者が利用契約を解除したとき、その他契約者の責めに帰すべき事由により利用契約が終了した場合には、最低利用期間の残存期間に対応する本サービスに係る料金の全額（不課税とします。）を当社が指定する期日に一括して支払うものとします。

第 13 条 (契約者が行う利用契約の解除)

契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対し別紙 1 で定める期日までに解除の旨及び解除するプランを当社が別途定める方法により通知するものとします。

第 3 章 料金等

第 14 条 (料金)

本サービスの利用に関する料金等及び初期費用については、別紙 2 の料金表のとおりとします。

第 15 条 (料金等の支払義務)

契約者は、利用契約に基づいて本サービスの提供を開始した日から起算して、利用契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、前条(料金)に定める料金等を支払う義務を負います。ただし、別紙 2 料金表及び当社が定める「Prime ConnectONE (ネットワークサービス) 仕様書」に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

2 初期費用は、利用の有無に係わらず、利用契約成立時点で支払義務が発生します。

第 4 章 損害賠償等

第 16 条 (責任の制限)

当社設備の不具合を原因とする契約者に対し発生した損害は、当社がこれらを提供時した時に提示する範囲を除き、当社はその責任を負わず、契約者は当社にその損害について請求しないものとします。

2 Prime ConnectONE ネットワーク網内区間は通信帯域を保証または確保するものではありません。当社は、電気通信設備の状況、他の利用者の利用状況、接続回線の通信量の増大その他の事由により、サービスの

提供に関する不具合が発生しないことを保証しません。

第17条（当社による工事の免責）

当社は、ギャランティ Basic イーサネットアクセスに係る設備、現地調査、宅内工事その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事等にあって、契約者または第三者が所有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合またはその電気通信設備に記憶されている情報等の内容が変化若しくは消失したことにより損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、本別冊の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用について負担しません。ただし、仕様書の変更により、現に当社が設置する電気通信設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3 当社は、当社またはその他の電気通信事業者の電気通信設備の状況等により、工事日の変更または再工事（以下本条において「再工事等」といいます。）を行うことがあります。この場合において、当社は当社の故意または重大な過失による場合を除き、その再工事等に伴い発生する契約者の費用については負担しません。

第5章 雑則

第18条（サービスレベル）

当社は、各プランのうちベストエフォート Standard プラン、ギャランティ Basic イーサネットアクセスプラン、ギャランティ Basic プランにおいて、サービス品質に関する指標（以下「サービスレベル」といいます。）を設定し、サービスレベルを満たさなかった場合の返金制度を別紙4に定めます。

第19条（IPv6（IPoE）方式に係る契約者情報の通知等）

提携事業者の IPv6（IPoE）方式のアクセス回線から当社 IP 通信網に接続して行う通信について、契約者は、当社が当該アクセス回線の契約者に代わり提携事業者に対し当該アクセス回線において IPv6（IPoE）方式による通信を可能にする機能に係る申込みを行うことについて、あらかじめ同意するものとします。

第20条（トラフィックデータの提供）

当社が契約者にトラフィックレポート（契約者回線等に係る使用状況等の情報を提供するサービスをいいます。以下同じとします。）を提供するため及びそれに基づく当社サービスの提案のために、契約者のトラフィックデータ（送信元/送信先 MAC アドレス、送信元/送信先 IP アドレス、送信元/送信先 TCP ポート、アプリケーション別トラフィックデータ量等をいい、以下同じとします。）を当社が閲覧することに契約者は同意するものとします。

2 当社の設備の保守上または工事上当やむを得ないときは、トラフィックレポートの提供を中止することがあります。この場合において、当社は、当社が指定する方法によりあらかじめ契約者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 当社は本サービスが全く利用できない状態が連続した時間の算出は、トラフィックレポートの表示にかかわらず、契約者の申告に基づき当社が把握した時間により算出された時間に基づき共通編 第23条（料金等の支払義務）及び第30条（責任の制限）の計算を行います。

4 当社は、トラフィックレポートの内容について一切の保証をしないものとし、トラフィックレポートの利用に起因する契約者または第三者の損害について、当社の故意または重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

5 当社は、契約者の本サービスの利用におけるトラフィックデータの把握・分析を行い、契約者のご利用状況における課題解決に向けて、以下の提案をすることがあります。

(1) 契約者の本サービスの利用状況から推察される通信品質情報の通知、最適な回線速度、ネットワーク構成、サービスプラン等の提案

(2) 契約者のネットワークの課題箇所の特定・改善、より快適な本サービスの利用の実現を目的とした関連ソリューションの提案等及び当該ソリューションの改善検討

附則

本別冊は、2024年7月31日から実施します。

附則

この改正規約は、2025年3月19日から実施します。

別紙 1 プラン

プラン	内容	最低利用期間	解除の通知
ベストエフォート Basic	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1Gbps ベストエフォートの光アクセス回線の IPv6 (IPoE) 方式による閉域網接続機能を提供するもの ・ レンタルルーター契約者設置 ・ レンタルルーター24 時間 365 日オンサイト保守 	利用開始日から 1 年	解除を希望する日の 7 営業日前まで
ベストエフォート Standard	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1Gbps ベストエフォートの光アクセス回線の IPv6 (IPoE) 方式による閉域網接続機能及びインターネット接続機能を提供するもの ・ レンタルルーター契約者設置 ・ ワイヤレスバックアップ (LTE) ・ レンタルルーター24 時間 365 日オンサイト保守 	利用開始日から 1 年	解除を希望する日の 7 営業日前まで
ギャランティ Basic イーサネットアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社手配の帯域確保型のイーサネット専用線を利用して閉域網接続機能を提供するもの ・ アクセス回線 24 時間 365 日オンサイト保守 	利用開始日から 1 年	解除を希望する日の 18 営業日前まで
ギャランティ Basic	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約者手配のイーサネット専用線を利用して閉域網接続機能を提供するもの。 	利用開始日から 1 年	解除を希望する日の 18 営業日前まで
クラウドコネク ト Standard AWS	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社ネットワークと Amazon Web Services の間における接続機能を提供するもの 	利用開始日から 1 年	解除を希望する日の 30 営業日前まで
クラウドコネク ト Standard Azure	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社ネットワークと Microsoft Azure の間における接続機能を提供するもの 	利用開始日から 1 年	解除を希望する日の 30 営業日前まで

クラウドコネク ト Premium AWS	・当社ネットワークと Amazon Web Services の間における接続機能を提供するもの	利用開始日 から 1 年	解除を希望 する日の 30 営業日前ま で
クラウドコネク ト Premium Azure	・当社ネットワークと Microsoft Azure の間における接続機能を提供するもの	利用開始日 から 1 年	解除を希望 する日の 30 営業日前ま で
クラウドコネク ト Premium Google	・当社ネットワークと Google Cloud の間における接続機能を提供するもの	利用開始日 から 1 年	解除を希望 する日の 30 営業日前ま で
クラウドコネク ト Premium Oracle	・当社ネットワークと Oracle Cloud Infrastructure の間における接続機能を提供するもの	利用開始日 から 1 年	解除を希望 する日の 30 営業日前ま で
Master' sONE コ ネクト	・Prime ConnectONE ネットワークと Master' sONE の IP-VPN を相互接続する機能を提供するもの	利用開始日 から 2 か月	解除を希望 する日の 13 営業日前ま で

・営業日は当社の営業日をいいます。また、当社指定の工事規制期間も営業日から除きます。

別紙2 料金表

1. ベストエフォート

1-1. 基本料金

(1プラン契約毎)

プラン	初期料金	月額料金
ベストエフォート Basic	30,000 円(税込 33,000 円)	9,800 円(税込 10,780 円)
ベストエフォート Standard	35,000 円(税込 38,500 円)	16,800 円(税込 18,480 円)

- ・ベストエフォート Basic の月額料金には、閉域網利用料及びレンタルルーター利用料、レンタルルーター24 時間 365 日オンサイト保守料が含まれます。
- ・ベストエフォート Standard には、閉域網利用料、レンタルルーター利用料、レンタルルーター24 時間 365 日オンサイト保守料インターネット接続利用料、ワイヤレスバックアップ利用料が含まれます。

1-2. 計算方法

月額料金の計算方法は、次のとおりとします。

- (1) 利用開始日が暦月の初日以外の日であった場合、翌月分より月額料金を請求します。
- (2) 利用契約の解除日が、別紙1に規定する最低利用期間の経過後であり、かつ、暦月の初日以外の日であった場合は、該当月分について月額料金を請求します。

1-3. 変更料金

お申し込みいただいた住所からレンタルルーターを移設される場合、1度の移設につき下記の変更手数料が発生します。

(1プラン契約毎)

プラン	変更料金
ベストエフォート Basic	30,000 円(税込 33,000 円)
ベストエフォート Standard	35,000 円(税込 38,500 円)

- ・同一施設内での移設の場合には、上記変更料金は発生しません。

1-4. 違約金

品目	単位	違約金
ベストエフォート Basic レンタルルーター違約金	1 台	36,000 円 (不課税)
ベストエフォート Standard レンタルルーター違約金	1 台	42,000 円 (不課税)
ベストエフォート Standard LTE アンテナ違約金	1 本	6,600 円 (不課税)

- ・なお、故障及び紛失に伴い機器の再送付をご希望の場合、別途送付手数料を個別見積りさせていただき

ます。

2. ギャランティ

2-1. 基本料金

(1プラン契約毎)

プラン	品目	初期料金	月額料金
ギャランティ Basic イーサネットアクセス	1Mbps	200,000 円 (税込 220,000 円)	96,000 円(税込 105,600 円)
	2Mbps		107,000 円(税込 117,700 円)
	3Mbps		114,000 円(税込 125,400 円)
	5Mbps		129,000 円(税込 141,900 円)
	7Mbps		141,000 円(税込 155,100 円)
	10Mbps		158,000 円(税込 173,800 円)
	20Mbps		203,000 円(税込 223,300 円)
	30Mbps		236,000 円(税込 259,600 円)
	40Mbps		264,500 円(税込 290,950 円)
	50Mbps		293,000 円(税込 322,300 円)
	70Mbps		343,000 円(税込 377,300 円)
	100Mbps		411,000 円(税込 452,100 円)
	200Mbps		533,000 円(税込 586,300 円)
	300Mbps		639,000 円(税込 702,900 円)
500Mbps	827,000 円(税込 909,700 円)		
700Mbps	998,000 円(税込 1,097,800 円)		
1000Mbps	1,267,000 円(税込 1,393,700 円)		

- ・上記月額料金には閉域網利用料、アクセス回線費用、アクセス回線オンサイト保守費用が含まれます。
- ・ネットワーク工事は事前工事となり、契約者の開通希望日前日までの当社指定の日時に工事します。日時指定には別途費用が発生します。
- ・現地調査、宅内工事で時刻指定を行った場合、別途費用が発生します。

(1プラン契約毎)

プラン	品目	初期料金	月額料金
ギャランティ Basic	10Mbps	170,000 円 (税込 187,000 円)	27,500 円(税込 30,250 円)
	20Mbps		30,700 円(税込 33,770 円)
	30Mbps		34,000 円(税込 37,400 円)
	40Mbps		37,200 円(税込 40,920 円)
	50Mbps		40,400 円(税込 44,440 円)

	60Mbps	43,700 円(税込 48,070 円)
	70Mbps	46,900 円(税込 51,590 円)
	80Mbps	50,100 円(税込 55,110 円)
	90Mbps	53,400 円(税込 58,740 円)
	100Mbps	56,600 円(税込 62,260 円)
	200Mbps	89,000 円(税込 97,900 円)
	300Mbps	121,400 円(税込 133,540 円)
	400Mbps	153,700 円(税込 169,070 円)
	500Mbps	186,100 円(税込 204,710 円)
	600Mbps	218,500 円(税込 240,350 円)
	700Mbps	250,900 円(税込 275,990 円)
	800Mbps	283,200 円(税込 311,520 円)
	900Mbps	315,600 円(税込 347,160 円)
	1Gbps	348,000 円(税込 382,800 円)

- ・上記月額料金には閉域網利用料が含まれます。アクセス回線は契約者手配となります。
- ・ネットワーク工事は事前工事となり、契約者の開通希望日前日までの当社指定の日時に工事します。日時指定には別途費用が発生します。

2-2 追加料金

(1 プラン契約毎)

区分	初期料金
ネットワーク工事 時間指定工事	20,000 円(税込 22,000 円)
現地調査 時間指定加算額	15,000 円(税込 16,500 円)
宅内工事 時間指定加算額	15,000 円(税込 16,500 円)
宅内工事 キャンセル手数料	10,000 円(税込 11,000 円)

2-3. 計算方法

月額料金の計算方法は、次の場合が生じたときは、利用日数に応じて暦日数により日割します。

- (1) 利用開始日が暦月の初日以外の日であったとき。
- (2) 契約解除日が、別紙 1 に規定する最低利用期間の経過後であり、かつ暦月の初日以外の日であったとき。

2-4. 違約金

品目	単位	違約金
----	----	-----

ギャランティ Basic イーサネットアクセス 回線終端装置違約金	1 台	個別見積（不課税）
--------------------------------------	-----	-----------

3. クラウドコネク

3-1. 基本料金

（1 プラン契約毎）

プラン	品目	初期料金	月額料金
クラウドコネク Standard AWS	ベストエフォート	44,800 円 (税込 49,280 円)	27,500 円 (税込 30,250 円)
	10Mbps		27,500 円 (税込 30,250 円)
	20Mbps		29,500 円 (税込 32,450 円)
	30Mbps		32,200 円 (税込 35,420 円)
	40Mbps		34,800 円 (税込 38,280 円)
	50Mbps		36,600 円 (税込 40,260 円)
	100Mbps		47,400 円 (税込 52,140 円)
	200Mbps		92,100 円 (税込 101,310 円)
	300Mbps		136,800 円 (税込 150,480 円)
	400Mbps		181,600 円 (税込 199,760 円)
	500Mbps		226,300 円 (税込 248,930 円)
1Gbps	449,800 円 (税込 494,780 円)		

・上記月額料金には AWS (Amazon Web Services) の利用料は含まれません。

（1 プラン契約毎）

プラン	品目	接続エリア	初期料金	月額料金
クラウドコネク Standard Azure	ベスト エフォート	東日本 西日本 (東西冗長無し)	44,800 円 (税込 49,280 円)	40,200 円 (税込 44,220 円)
	10Mbps			40,200 円 (税込 44,220 円)
	20Mbps			44,200 円 (税込 48,620 円)
	30Mbps			48,200 円 (税込 53,020 円)
	40Mbps			52,200 円 (税込 57,420 円)
	50Mbps			56,200 円 (税込 61,820 円)
	100Mbps			87,400 円 (税込 96,140 円)
	200Mbps			127,500 円 (税込 140,250 円)
	300Mbps			189,900 円 (税込 208,890 円)
	400Mbps			230,000 円 (税込 253,000 円)
	500Mbps			270,100 円 (税込 297,110 円)

	1Gbps			492,900 円 (税込 542,190 円)
--	-------	--	--	--------------------------

・上記月額料金には Azure (Microsoft Azure) の利用料は含まれません。

(1 プラン契約毎)

プラン	品目	接続エリア	初期料金	月額料金
クラウドコネク Standard Azure	ベストエ フォート	東・西日本 (東西冗長有 り)	44,800 円 (税込 49,280 円)	78,000 円 (税込 85,800 円)
	10Mbps			78,000 円 (税込 85,800 円)
	20Mbps			82,700 円 (税込 90,970 円)
	30Mbps			87,400 円 (税込 96,140 円)
	40Mbps			92,100 円 (税込 101,310 円)
	50Mbps			96,800 円 (税込 106,480 円)
	100Mbps			142,500 円 (税込 156,750 円)
	200Mbps			189,300 円 (税込 208,230 円)
	300Mbps			280,600 円 (税込 308,660 円)
	400Mbps			327,400 円 (税込 360,140 円)
	500Mbps			374,200 円 (税込 411,620 円)
	1Gbps			652,800 円 (税込 718,080 円)

・上記月額料金には Azure (Microsoft Azure) の利用料は含まれません。

(1 プラン契約毎)

プラン	品目	回線種別	初期料金	月額料金
クラウドコネク Premium AWS	100Mbps	Private VIF Transit VIF	89,600 円 (税込 98,560 円)	93,100 円 (税込 102,410 円)
	200Mbps			113,600 円 (税込 124,960 円)
	300Mbps			145,000 円 (税込 159,500 円)
	400Mbps			186,300 円 (税込 204,930 円)
	500Mbps			227,700 円 (税込 250,470 円)
	1Gbps			357,100 円 (税込 392,810 円)
	2Gbps			592,500 円 (税込 651,750 円)
	5Gbps			1,259,400 円 (税込 1,385,340 円)
	10Gbps			2,360,400 円 (税込 2,596,440 円)

・上記月額料金には AWS (Amazon Web Services) の利用料は含まれません。

(1 プラン契約毎)

プラン	品目	回線種別	初期料金	月額料金
-----	----	------	------	------

クラウドコネク ト Premium Azure	100Mbps	Private Peering	89,600 円 (税込 98,560 円)	61,000 円 (税込 67,100 円)
	200Mbps			71,000 円 (税込 78,100 円)
	300Mbps			81,000 円 (税込 89,100 円)
	400Mbps			101,100 円 (税込 111,210 円)
	500Mbps			121,100 円 (税込 133,210 円)
	1Gbps			181,300 円 (税込 199,430 円)
	2Gbps			241,500 円 (税込 265,650 円)
	5Gbps			381,900 円 (税込 420,090 円)
	10Gbps			834,600 円 (税込 918,060 円)

・上記月額料金には Azure (Microsoft Azure) の利用料は含まれません。

(1 プラン契約毎)

プラン	品目	回線種別	初期料金	月額料金
クラウドコネク ト Premium Google	100Mbps	Partner Interconnect	89,600 円 (税込 98,560 円)	61,000 円 (税込 67,100 円)
	200Mbps			71,000 円 (税込 78,100 円)
	300Mbps			81,000 円 (税込 89,100 円)
	400Mbps			101,100 円 (税込 111,210 円)
	500Mbps			121,100 円 (税込 133,210 円)
	1Gbps			181,300 円 (税込 199,430 円)
	2Gbps			241,500 円 (税込 265,650 円)
	5Gbps			381,900 円 (税込 420,090 円)
	10Gbps			834,600 円 (税込 918,060 円)

・上記月額料金には Google (Google Cloud) の利用料は含まれません。

(1 プラン契約毎)

プラン	品目	回線種別	初期料金	月額料金
クラウドコネク ト Premium Oracle	100Mbps	Private Peering	89,600 円 (税込 98,560 円)	61,000 円 (税込 67,100 円)
	200Mbps			71,000 円 (税込 78,100 円)
	300Mbps			81,000 円 (税込 89,100 円)
	400Mbps			101,100 円 (税込 111,210 円)
	500Mbps			121,100 円 (税込 133,210 円)
	1Gbps			181,300 円 (税込 199,430 円)
	2Gbps			241,500 円 (税込 265,650 円)
	5Gbps			381,900 円 (税込 420,090 円)
	10Gbps			834,600 円 (税込 918,060 円)

・上記月額料金には Oracle (Oracle Cloud Infrastructure) の利用料は含まれません。

3-2. 追加料金

(1 プラン契約毎)

区分	初期料金
ネットワーク工事 時間指定工事	20,000 円(税込 22,000 円)

3-3. 計算方法

月額料金の計算方法は、次の場合が生じたときは、利用日数に応じて暦日数により日割します。

- (1) 利用開始日が暦月の初日以外の日であったとき。
- (2) 契約解除日が、別紙 1 に規定する最低利用期間の経過後であり、かつ暦月の初日以外の日であったとき。

4. Master' sONE コネクト

4-1. 基本料金

(1 プラン契約毎)

プラン	初期料金	月額料金
Master' sONE コネクト	0 円	23,000 円(税込 25,300 円)

・上記月額料金には、Master' sONE との接続料金が含まれます。

4-2. 追加料金

(1 プラン契約毎)

区分	初期料金
ネットワーク工事 時間指定工事	20,000 円(22,000 円)

4-3. 計算方法

月額料金の計算方法は、次のとおりとします。

- (1) 利用開始日が暦月の初日以外の日であった場合、翌月分より月額料金を請求します。
- (2) 利用契約の解除日が、別紙 1 に規定する最低利用期間の経過後であり、かつ、暦月の初日以外の日であった場合は、該当月分について月額料金を請求します。

別紙3 提供条件

1. ベストエフォート Basic

- ア 表示速度「1Gbps」は最高速度であり、保証されるものではなく、当該速度より低い速度しか出ない場合があります。
- イ アクセス回線のメイン回線は、契約者手配による東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款に定める IP 通信網サービス（メニュー5のもの）となります。提供エリアは、フレッツ 光ネクスト回線に準じます。選択可能な回線品目は当社指定となります。
- ウ 契約者はアクセス回線の終端として当社レンタルルーターを利用していただきます。
- エ レンタルルーターは、当社の従業員または当社が委託するネットワーク技術者が設定を行います。
- オ 契約者にてレンタルルーターを設置いただきます。
- カ レンタルルーターは、当社の都合により、その種類を変更することがあります。
- キ レンタルルーターについては、契約者の申し出以外に、当社の都合により設定内容を変更する場合があります。
- ク 当社は、契約者がレンタルルーターに対して当社の許可なく設定変更等を行ったことにより発生したいかなる損害に対しても責任を負わないものとします。
- ケ 責任分界点は契約者手配のアクセス回線を除く、当社が契約する IP 通信網接続点及び契約者のネットワーク内に設置したレンタルルーターの契約者ネットワーク側接続点までとします。
- コ SLA（サービス品質保証制度）は適用いたしません。
- サ 契約者が希望する利用開始日を申請した場合であっても、当社の業務上の都合及び設備状況その他の理由により、当該希望日にサービスを提供開始できない場合があります。
- シ 上記サの場合、契約者は当社が指定する提供開始日を承諾するものとし、当社は契約者の希望日との差異に起因する責任を負わないものとします。

2. ベストエフォート Standard

- ア 表示速度「1Gbps」は最高速度であり、保証されるものではなく、当該速度より低い速度しか出ない場合があります。
- イ アクセス回線のメイン回線は、契約者手配による東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款に定める IP 通信網サービス（メニュー5のもの）となります。提供エリアは、フレッツ 光ネクスト回線に準じます。選択可能な回線品目は当社指定となります。
- ウ アクセス回線のバックアップ回線は、当社手配の株式会社 NTT ドコモ（以下「NTT ドコモ」といいます）の卸携帯電話サービスを利用して提供する同社の XI サービス相当のモバイル回線となります。提供エリアは XI サービスに準じます。また提供エリア内であっても、NTT ドコモの定めに基づき、通信の全部、または一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があります。
- エ 1 契約回線単位でインターネット接続機能を提供します。
- オ 契約者はアクセス回線の終端として当社レンタルルーターを利用していただきます。
- カ レンタルルーターは、当社の従業員または当社が委託するネットワーク技術者が設定を行います。
- キ 契約者にてレンタルルーターを設置いただきます。

- ク レンタルルーターは、当社の都合により、その種類を変更することがあります。
- ケ レンタルルーターについては、契約者の申し出以外に、当社の都合により設定内容を変更する場合があります。
- コ 当社は、契約者がレンタルルーターに対して当社の許可なく設定変更等を行ったことにより発生したいかなる損害に対しても責任を負わないものとします。
- サ 責任分界点は契約者手配のアクセス回線を除く、当社が契約する IP 通信網接続点及び契約者のネットワーク内に設置したレンタルルーターの契約者ネットワーク側接続点までとします。
- シ インターネット接続は、契約者の回線を収容する装置で混雑状態が発生した場合、その装置における通信品質が改善（混雑状態が緩和）するまで、利用通信量の多い契約者の回線から順に通信速度（通信帯域）を制御することがあります。
- ス インターネット接続は、ネットワークへの過大な負荷が生じるのを防ぐため、転送量が他の利用者の平均利用容量を著しく超える場合、通信を制御することがあります。
- セ 契約者が希望する利用開始日を申請した場合であっても、当社の業務上の都合及び設備状況その他の理由により、当該希望日にサービスを提供開始できない場合があります。
- ソ 上記セの場合、契約者は当社が指定する提供開始日を承諾するものとし、当社は契約者の希望日との差異に起因する責任を負わないものとします。

3. ギャランティ Basic イーサネットアクセス

- ア アクセス回線は当社指定の帯域確保型イーサネット専用線を当社にて手配いたします。
- ウ VPN 網内において十分な帯域を確保しておりますが、網のトラフィック状況または契約者のご利用形態（複数拠点同時通信など）によってはパケットロスまたはフレームロスが発生する場合があります。
- エ 契約者ネットワークと当社ネットワークは、契約者宅内に当社が敷設する回線終端装置または、当社が敷設するハウジング接続にて接続されるものとします。
- オ 当社の責任分界点は、回線終端装置と契約者ネットワークとの接続点まで、またはハウジング接続と契約者ネットワークとの接続点までとします。

4. ギャランティ Basic

- ア アクセス回線は別途当社が指定する帯域確保型イーサネット専用線を契約者にて手配いただきます。
- イ VPN 網内において十分な帯域を確保しておりますが、網のトラフィック状況または契約者のご利用形態（複数拠点同時通信など）によってはパケットロスまたはフレームロスが発生する場合があります。
- ウ 契約者のアクセス回線と当社ネットワークは、当社 IP 通信網接続点に契約者が設置する回線終端装置または契約者が敷設するハウジング接続によって接続されるものとします。
- エ 当社の責任分界点は、回線終端装置の直前まで、またはハウジング接続との接続点までとします。

5. クラウドコネク ト Standard

- ア Amazon Web Services（以下「AWS」といいます。）、Microsoft Azure（以下「Azure」といいます。）の契約については、契約者にて実施いただきます。
- イ 品目「ベストエフォート」は、帯域の上限値は[30Mbps]となります。なお必ずしも帯域 30Mbps が利用できる保証はなく、回線状況に応じて当該上限値より低い帯域しか出ない場合があります。
- ウ 回線種別の変更は出来ません。回線種別を変更する場合は、契約済みの回線を廃止後、新たな回線にてご契約いただきます。
- エ ご契約いただく品目により納期が変動する可能性があります。
- オ 契約者は、契約者と異なる名義の AWS のアプリケーションサービスと接続する場合には、予めその AWS のアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義の AWS のアプリケーションサービスへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。
- カ 契約者は、契約者と異なる名義の Azure と接続する場合には、予めその Azure に係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義の Azure への接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。
- キ 責任分界点は契約者手配の AWS、Azure を除く、当社が提供するクラウド接続回線までとします。
- ク ゆらぎ、遅延、パケットロスなど、通信の品質は保証しません。
- ケ SLA（サービス品質保証制度）は適用いたしません。

6. クラウドコネク ト Premium

- ア Amazon Web Services（以下「AWS」といいます。）、Microsoft Azure（以下「Azure」といいます。）、Google Cloud（以下「Google」といいます。）、Oracle Cloud Infrastructure（以下「Oracle」といいます。）の契約については、契約者にて実施いただきます。
- イ 回線種別の変更は出来ません。回線種別を変更する場合は、契約済みの回線を廃止後、新たな回線にてご契約いただきます。
- ウ ご契約いただく品目により納期が変動する可能性があります。
- エ 契約者は、契約者と異なる名義の AWS のアプリケーションサービスと接続する場合には、予めその AWS のアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義の AWS のアプリケーションサービスへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。
- オ 契約者は、契約者と異なる名義の Azure と接続する場合には、予めその Azure に係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義の Azure への接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。
- カ 契約者は、契約者と異なる名義の Google と接続する場合には、予めその Google に係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異なる名義の Google への接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。
- キ 契約者は、契約者と異なる名義の Oracle のアプリケーションサービスと接続する場合には、予めその Oracle のアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。この場合において、異

なる名義の Oracle のアプリケーションサービスへの接続において生じる責任は、契約者が負うものとします。

- ク 責任分界点は契約者手配の AWS、Azure、Google、Oracle を除く、当社が提供するクラウド接続回線までとします。
- ケ ゆらぎ、遅延、パケットロスなど、通信の品質は保証しません。
- コ SLA（サービス品質保証制度）は適用しません。

7. Master' sONE コネクト

- ア Prime ConnectONE の 1 つの VPN グループと Master' sONE の 1 つの IP-VPN を接続します。
- イ Master' sONE コネクトにて接続できる Master 's ONE VPN は契約者と同一の名義の VPN となります。異なる名義の Master 's ONE VPN と接続する場合には、あらかじめその VPN の契約者の同意を取得します。
- ウ 帯域はベストエフォートとなり、通信の速度・品質を保証するものではありません。SLA（サービス品質保証制度）は適用しません。
- エ 利用の公平性を確保するため、帯域を継続的及び大量に占有するまたは恐れがある通信について、帯域を制御する場合があります。

別紙 4 サービスレベル

1. 項目

サービスレベルの項目は、次のとおりとします。

網内伝送遅延時間
故障回復時間
稼働率

2. 網内伝送遅延時間

(1) 対象プラン

プラン
ベストエフォート Standard
ギャランティ Basic イーサネットアクセス
ギャランティ Basic

(2) 保証区間

計測システム設置拠点から国内の品質保証対象拠点とします。

(3) 保証基準

当社の計測システムが設置されている拠点から、当社が規定する国内の品質保証対象拠点までの平均遅延時間を計測し、毎月 1 日から月末までにおけるそれら全ての総合平均遅延時間が 35ms を越えないこととします。

(4) 基準違背時の減額措置

計測システム設置拠点から国内の品質保証対象拠点までの IP パケットの往復転送時間の総合平均遅延時間が 35ms を越えた場合に、保証基準を下回った契約者に対してのみ 1 プラン契約回線ごとに当該月額料金の 3%の減額を行います。

3. 故障回復時間

故障回復時間の対象区間、適用事象、返還率は次の通りです。

(1) 対象プラン

プラン
ベストエフォート Standard
ギャランティ Basic イーサネットアクセス
ギャランティ Basic

(2) 保証区間

当社のバックボーンネットワークから、次に指定する接続点までの間の故障に対して故障回復時間を保証するものとします。なお、故障とは契約者の責めによらず、当該拠点から他の拠点全てに対して一切の通信が出来ない状態（以下「利用不能」といいます。）のことを指すものとし、通信速度の低下や、特定のネットワークまたはプロトコルの疎通不可能な状態等は除きます。ベストエフォート Standard は、当社バックボーンネットワークの冗長化により 1 分以内に通信が迂回し、復旧する場合は、故障に含めません。

プラン	接続点
ベストエフォート Standard	アクセス回線と接続する当社 IP 通信網接続点まで
ギャランティ Basic イーサネットアクセス	契約者宅内の回線終端装置と契約者ネットワークとの接続点まで
ギャランティ Basic	当社 IP 通信網接続点に契約者が設置する回線終端装置まで

(3) 保証基準

1 プラン契約回線において、当社の監視システムでのアラーム検知や契約者からの申告等に基づき調査を行い、当社が故障と判断した時間から当社が故障回復と判断するまでに要した時間が 1 時間未満であることとします。

(4) 基準違背時の減額措置

故障の発生した 1 プラン契約回線ごとに、1 回の利用不能時間につき、保証基準を下回った契約者に対してのみ故障回復に要した時間に応じて次のとおりの金額の減額を行います。

故障回復時間	減額する金額
1 時間未満	当該回線の発生月額料金の 0%
1 時間以上、2 時間未満	当該回線の発生月額料金の 10%
2 時間以上、4 時間未満	当該回線の発生月額料金の 20%
4 時間以上、6 時間未満	当該回線の発生月額料金の 30%
6 時間以上、8 時間未満	当該回線の発生月額料金の 40%
8 時間以上、72 時間未満	当該回線の発生月額料金の 50%
72 時間以上	当該回線の発生月額料金の 100%

4. 稼働率

(1) 対象プラン

プラン
ベストエフォート Standard
ギャランティ Basic イーサネットアクセス
ギャランティ Basic

(2) 保証区間

当社のバックボーンネットワークから、次に指定する接続点までの稼働率を保証するものとします。

プラン	接続点
ベストエフォート Standard	アクセス回線と接続する当社 IP 通信網接続点まで
ギャランティ Basic イーサネットアクセス	回線終端装置と契約者ネットワークとの接続点まで
ギャランティ Basic	アクセス回線と接続する当社 IP 通信網接続点まで

(3) 保証基準

各プランが故障した月において、稼働率は次の計算方法で算出します。

① ベストエフォート Standard

$$\text{稼働率} = (1 - \frac{\text{【1 契約回線が故障した月の 1 日から末日までの当社が提供しているベストエフォート Standard プランの全契約回線の累積故障回復時間 (分)】}}{\text{【当該月の日数} \times \text{当該月末時点での当社が提供しているベストエフォート Standard プランの全契約回線数} \times 24 \text{ (時間)} \times 60 \text{ (分)】}}) \times 100 (\%)$$

② ギャランティ Basic イーサネットアクセス、ギャランティ Basic

$$\text{稼働率} = (1 - \frac{\text{【1 契約回線が故障した月の累積故障回復時間 (分)】}}{\text{【当該月の日数} \times 24 \text{ (時間)} \times 60 \text{ (分)】}})$$

(4) 基準違背時の減額措置

利用月内の稼働率が 99.99%未満であった場合、故障回線の 1 プラン契約回線ごとに、保証基準を下回った契約者に対してのみ稼働率に応じて次のとおりの金額の減額を行います。

稼働率	減額する金額
99.99%以上	当該回線の発生月月額料金の 0%
99.8%以上、99.99%未満	当該回線の発生月月額料金の 1%
98.0%以上、99.8%未満	当該回線の発生月月額料金の 3%
95.0%以上、98.0%未満	当該回線の発生月月額料金の 5%
90.0%以上、95.0%未満	当該回線の発生月月額料金の 10%
90.0%未満	当該回線の発生月月額料金の 20%

5. 計算方法

(1) サービスレベルの項目の基準違背時の減額措置方法に基づき、当該プラン契約回線において、当該月額料金の減額を翌月以降の月額料金から行います。

ただし、契約者の本契約の解約等により減額する月額料金が発生しない場合は、契約者による返還の

申請があった場合に、当社指定の方法で減額相当額を返還します。

- (2) 当該プラン契約回線において、サービスレベルの複数項目の違背があった場合、各項目の減額金額の累積金額を減額するものとします。ただし、累積減額金額は月額料金の100%を上限とします。